

1. 件名：GX関連案件に係る資源エネルギー庁との面談
2. 日時：令和5年7月18日（火）14：30～15：15
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制企画課 黒川課長、布田企画官、中崎課長補佐、
照井課長補佐、安達係長、佐藤係長、
市川係長、伊藤係長、今田係員

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤室 多田室長、澤村室長補佐、早川係長
電力・ガス事業部原子力政策課 瀧桐課長補佐、安藤係長

5. 要旨：

【GX実現に向けた基本方針における次世代革新炉の検討状況】

- 原子力規制庁からの求めに応じ、資源エネルギー庁より、資料に基づき、令和5年2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」における次世代革新炉の開発・建設等の検討状況について説明があった。その中で、5種類の次世代革新炉のうち革新軽水炉の検討が最も早く進んでおり、原子力エネルギー協議会（ATENA）は革新軽水炉の導入に向けて規制面も含めた課題検討を進めている旨の説明があった。
- 資源エネルギー庁の説明に対し、原子力規制庁から以下の点について伝達した。
 - 原子力規制委員会としては、事業者等から具体的な提案がなされれば、それに応じて、必要な検討を始めることになるというのが基本的な立場であること。
 - ただし、実現可能性が低い提案に応じて規制を検討し、結果的に検討がムダになるのは困ること。そういう意味で、事業者等がどの段階まで来たところでどのような検討を行うか、原子力規制委員会としてよく見極めることになるであろうこと。
 - 想定する次世代革新炉の炉型や利用主体・方法などに応じて、検討すべき法制度や規制基準上の課題が異なってくる可能性があること。
 - 今後、原子力規制委員会において、どのようなタイミングでどのような議論を行っていくかについては、国民への透明性の確保の観点も踏まえながら、引き続き、原子力規制庁と資源エネルギー庁や事業者との間で適切なコミュニケーションを行いつつ、公開の場での議論につなげていく必要があること。

【GX脱炭素電源法の施行日及び施行に向けた事務手続】

- 原子力規制庁から、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）（以下、GX脱炭素電源法という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行日に関して、資源エネルギー庁に対し、以下の点について伝達した。
 - 原子炉等規制法の観点からは、準備行為に対する十分な審査期間を確保できるよ

うにするため、施行期限であるGX脱炭素電源法の公布の日から2年を超えない範囲で最大限とすることを検討していること。

- GX脱炭素電源法附則第1条第4号に掲げる規定には、電気事業法や原子力基本法なども含まれることから、施行期日については関係省庁との調整が必要であり、その調整が済み次第、速やかに原子力規制庁から内閣法制局への説明を開始したいと考えていること。また、関係省庁との調整にあたっては資源エネルギー庁に協力をお願いしたいこと。

○資源エネルギー庁から、原子力規制庁の考え方について了解した旨の回答があった。また、資源エネルギー庁としても利用政策の観点からの運転期間に関する規定については、施行期日を最大限とすることを検討していた旨、及び関係省庁との調整については資源エネルギー庁において進めていく旨の返答があった。

【その他】

○原子力規制庁の原子力規制企画課長、資源エネルギー庁の原子力基盤室長の双方に人事異動があったことを踏まえ、今後の両者のコミュニケーションのあり方について情報交換を行った。その中で、原子力規制庁から以下の点について伝達した。

- 原子力規制庁と資源エネルギー庁のお互いへの連絡・伝達手段については、原則として窓口は原子力規制企画課と原子力基盤室に一元化されているものと認識していること。
- （不開示情報を除いて）面談録の公開の形で透明性を確保することを前提としつつ、円滑な情報交換を心がけたいこと。

6. 資料

- GX実現に向けた基本方針 参考資料（抜粋）